

# 四半期開示の見直しに関する 東証の開示制度について

株式会社東京証券取引所



# INDEX

## 1. はじめに

---

## 2. 見直しの概要

---

### 2 - 1. 1Q・3Q決算短信の開示内容

---

### 2 - 2. 1Q・3Q決算短信のレビュー

---

### 2 - 3. 1Q・3Q決算短信の開示タイミング

---

### 2 - 4. エンフォースメント

---

### 2 - 5. 見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い

---

### 2 - 6. 決算短信のデータ配信形式

---

### 2 - 7. 情報開示の充実

---

## 3. 適用時期

# 1. はじめに

## <DWG報告に示された四半期開示の見直しの方向性>

（「一本化」の背景）

- 金融商品取引法の四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信について、**内容面での重複や開示タイミングの近接**について指摘があった
- **コスト削減や開示の効率化の観点**から金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する

（四半期決算短信に「一本化」する理由）

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、**情報の有用性・適時性**を低下させるおそれがある
- 投資家への積極的な情報開示が行われる四半期決算短信に関しては、**投資家に広く利用されている**

（四半期決算短信の義務付け）

- 日本企業の開示を巡る現状に照らすと、経営戦略の進捗状況の確認としての意義、平均的な企業の開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られることで日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、**当面は、四半期決算短信を一律に義務付ける**
- 将来的な四半期決算短信の任意化については、**まず、企業の開示に対する意識の改善・向上**や、企業が**積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立**によって、上記の投資家からの懸念を払しょくする必要がある
- 今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる

（出所）金融庁『金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（令和3年度）』及び金融庁『金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（令和4年度）』より東京証券取引所作成

# 四半期開示の見直しの背景（DWG報告の概要②）

## <DWG報告に示された「一本化」の具体化における各論点の方向性>

### 四半期決算短信の内容

今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる

### レビューの一部義務付け

速報性の観点等から、監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられる  
例えば、会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられる

### 虚偽記載に対するエンフォースメント

取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる  
法令上のエンフォースメントについては、～（中略）～これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことや、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、現時点では、これを不要とすることが考えられる

### 会計基準・監査基準の整備

四半期会計基準・四半期レビュー基準については、実務的な混乱を避ける観点から、「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書へ適用できるようにすることが合理的との意見があった  
これを踏まえ、当局、企業会計基準委員会（ASBJ）、取引所、日本公認会計士協会（JICPA）などの関係者において、今回の見直しに伴う必要な対応を行うことが考えられる

### 適時開示の充実

企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、投資家の投資判断において企業による適時の情報開示の重要性は高まっており、先般の感染症拡大や国際情勢の変化等、これまで想定されなかった事象について、企業が適切にリスクの識別・評価を行い、取引所の適時開示の枠組みで情報開示を充実させていくことは重要な課題である

## <検討経緯>

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下「DWG」という。）において、2022年6月の報告では、金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信の間の内容面での重複を解消し、両者を「一本化」することを通じて、コスト削減や開示の効率化を図る方向性が示された。その上で、「一本化」にあたっては、開示のタイミングや投資者における広い利用状況等を踏まえ、四半期決算短信に「一本化」することが提言された。また、同年12月の報告では、その具体化における各論点の方向性が示された。
- DWG報告によって示された「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向け、投資家、上場会社、学識経験者その他の市場関係者の意見を十分に踏まえた検討を行うため、「四半期開示の見直しに関する実務検討会」（以下「実務検討会」という。）を設置し、2023年6月より、実務検討会において以下の論点について検討を行い、当取引所として「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（以下「実務の方針」という。）を取りまとめ、同年11月22日に公表した。

## <実務検討会において扱った論点>

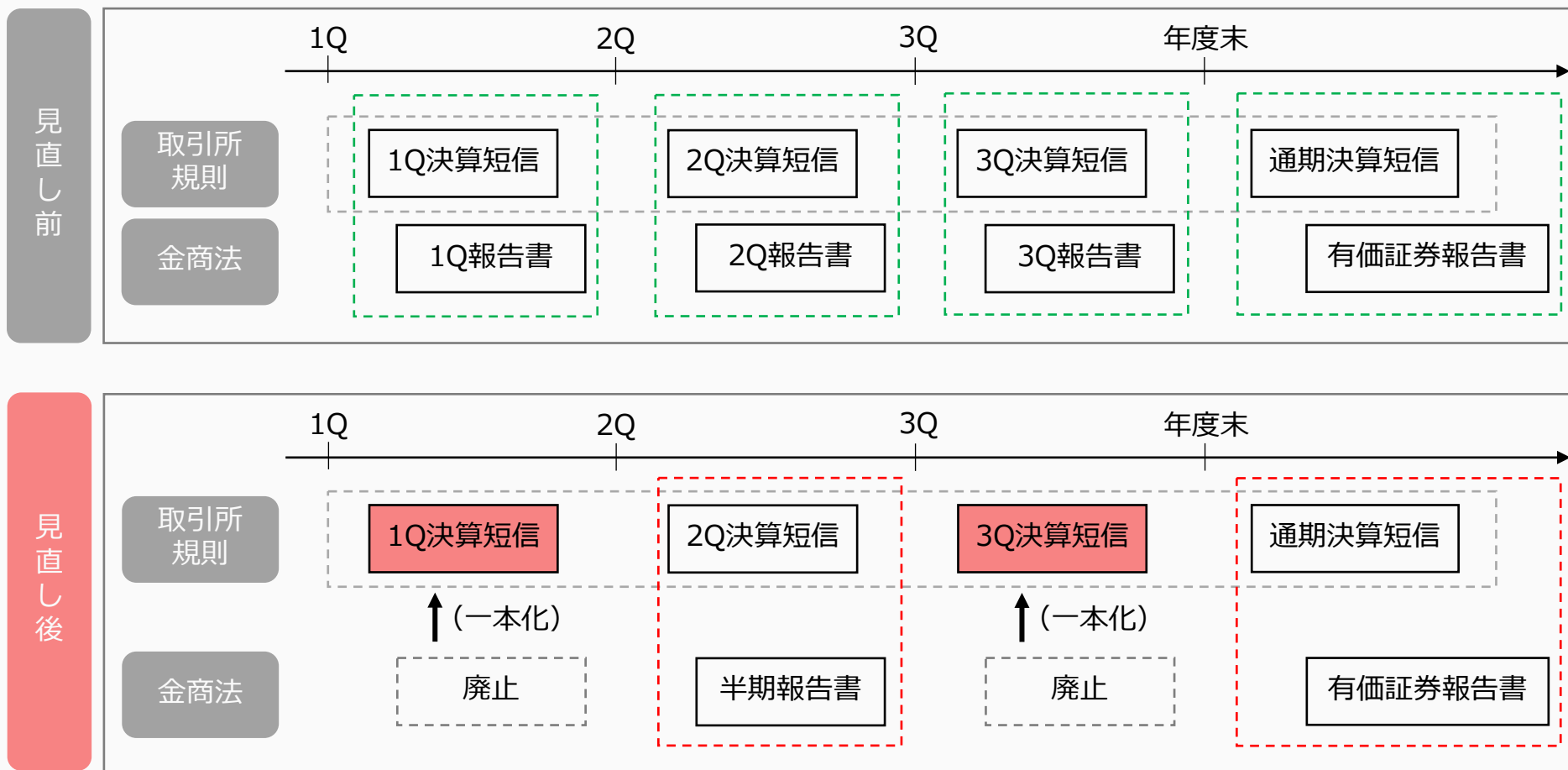
- 1Q・3Q四半期決算短信の開示内容・開示タイミング
- 1Q・3Q四半期決算短信のレビューの一部義務付け、エンフォースメント
- 見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い
- 決算短信のデータ配信形式
- 情報開示の充実

## <実務の方針公表後>

- 2023年12月18日に、実務の方針にしたがって、規則改正に係る制度要綱（「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」）を公表し、パブリック・コメント手続きを実施
- 2024年3月28日に「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について」を公表し、規則改正を実施（2024年4月1日施行）

# 年間における短信・報告書の開示

- 見直し前の制度では、各決算短信に対応する金商法上の法定開示があることから、開示内容の簡素化等を行い速報の役割を担っていた
- 今般の四半期開示の見直しに伴い、1Q・3Q短信については対応する法定開示が廃止となる一方、2Q・通期短信については引き続き対応する法定開示が存続することとなる



## 2. 見直しの概要

### 2-1. 1Q・3Q決算短信の開示内容



## 【基本的な考え方】

- 四半期報告書で開示されていた事項のうち、**投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加**し、開示を義務付け

## <開示の内容>

サマリー情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>「レビューの有無」</b>を記載（義務のレビューと任意のレビューを区別）</li> <li>➢ 「当四半期累計期間における連結範囲の重要な変更の有無」に変更（※1）</li> </ul>
添付資料	財務諸表	日本基準、IFRS、米国基準で取扱いに差は設けず、以下の事項は一律義務付け <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書（※2） （CF計算書は投資判断に有用な情報として、投資者ニーズに応じた開示を要請）</li> </ul>
	注記事項	見直し前の四半期決算短信における注記事項に <b>「セグメント情報等の注記」「キャッシュ・フローに関する注記」を追加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 継続企業の前提に関する注記</li> <li>➢ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記</li> <li>➢ 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示</li> <li>➢ 四半期特有の会計処理</li> <li>➢ <b>セグメント情報等の注記</b>（新制度における半期報告書と同水準）</li> <li>➢ <b>キャッシュ・フローに関する注記</b>（CF計算書を省略する場合）</li> </ul>
	その他	<b>経営成績等の概況</b> （※3） 継続企業の前提に関する重要事象等（見直し前の四半期決算短信と同じ） <b>レビュー報告書（レビューを受ける場合のみ添付）</b>

※1：「重要な子会社の異動（特定子会社の異動）」から、四半期報告書に合わせて、「連結範囲の重要な変更」とすることを意味している

※2：四半期会計期間に係る連結損益計算書及び連結包括利益計算書については、新制度における半期報告書において2Q会計期間に関する開示はなされないことが想定されること等を踏まえ、省略を認める

※3：決算説明資料など決算短信以外での開示を行うことも可（その場合、該当書類を参照すべき旨・参照方法を記載）

- 開示が義務付けられる事項以外についても、原則として、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要
- そのため、適時開示ガイドブックにおいて投資判断に有用と考えられる情報を例示し、投資者ニーズに応じた自発的な開示を促す

## ＜「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例＞

※ 業種や事業内容等によって投資者ニーズは異なることから、開示する情報については投資者ニーズに応じて各社が判断

### （財務諸表及び注記事項）

- キャッシュ・フロー計算書
- 財務諸表に係る注記
  - ✓ 貸借対照表関係の注記/損益計算書関係の注記
  - ✓ 金融商品/有価証券/デリバティブ関係の注記（※1）
  - ✓ 重要な後発事象の注記、など

### （経営成績等の概況）

- 経営成績等に関する説明に当たって、投資判断に有用と考えられる事項（※2）
  - ✓ 経営管理上重要な指標
  - ✓ 設備投資・研究開発費
  - ✓ 適時開示を行った事象が決算に与える影響  
（例）企業結合関係や子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響、など

※1 見直し前の制度における四半期報告書での取扱いは以下のとおり。

- 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が見られる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

※2 経営成績等に関する説明に当たっては、四半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考とすることが考えられる。



# 1Q・3Qの四半期財務諸表等の作成方法

- 1Q・3Q決算短信に添付される四半期財務諸表等については、東証が定める「四半期財務諸表等の作成基準」（以下「作成基準」という。）に準拠して作成
- 作成基準では、企業会計基準委員会の「四半期財務諸表に関する会計基準」等に準拠するなどして作成することとしており、見直し前の制度における四半期財務諸表等の作成実務を踏襲できるように規定

## <作成基準の概要>

### ■ 第4条第1項

- ✓ 四半期財務諸表に関する会計基準に準拠
- ✓ 継続企業の前提に関する注記について、財規等ガイドラインを準用
- ✓ 追加情報
- ✓ その他の事項は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う

### ■ 第4条第2項

- ✓ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項以外の事項は記載を省略できる
  - 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書
  - 財務諸表に係る注記
    - 継続企業の前提に関する注記
    - 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
    - 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
    - 四半期特有の会計処理
    - セグメント情報等の注記
    - 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記（CF計算書を省略する場合のみ）

### ■ 第5条第1項～第4項：指定国際会計基準等の財規準用規定

### ■ 第5条第5項：指定国際会計基準等も第4条第2項に相当するもの以外の事項は記載を省略できる

## 2-2. 1Q・3Q決算短信のレビュー

## 【基本的な考え方】

- 1Q・3Q四半期決算短信について監査人によるレビューは**原則任意とする**。ただし、会計不正等により、**財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合に、監査人によるレビューを義務付け**
- その際、上場会社・監査人における**予見可能性の観点から、義務付けの要件を明確に規定**する。具体的には、会計不正等を踏まえた監査人の意見や金商法上の経営者による財務報告に係る内部統制の評価、監査人の監査・レビューが求められる法定開示書類の提出状況等をその要件とする

## (義務付けの要件)

- ① 直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）において、**無限定適正意見（結論）以外**の場合
  - ② 直近の内部統制監査報告書において、**無限定適正意見以外**の場合
  - ③ 直近の内部統制報告書において、**内部統制に開示すべき重要な不備**がある場合
  - ④ 直近の有価証券報告書・半期報告書が**当初の提出期限内に提出されない**場合
  - ⑤ 当期の**半期報告書の訂正**を行う場合であって、**訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付**される場合
- ※ ①・③について、直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）・内部統制報告書の訂正を行う場合で、**要件に該当する場合も対象**
- ※ ④・⑤については、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く

## (義務付けの対象期間)

- 要件該当以後、提出される1Q・3Q財務諸表については、レビュー義務付け

## (義務付けの解除要件)

- **要件該当後、提出される有価証券報告書・内部統制報告書において、上記①～④の要件にいずれも該当しない場合に義務付けを解除**

## (レビューについて（任意でのレビューを含む）)

- 年度の監査人と同一の監査人によるレビューを求める
- 企業会計審議会の策定する期中レビュー基準及びJICPAにおける実務指針に基づくレビューを求める
- 作成基準第4条第2項に基づき開示の省略を行う場合には準拠性に関するレビューとなり、四半期会計基準等に準拠して作成する場合（作成基準第4条第1項のみに準拠して作成する場合）には適正表示に関するレビューとなることが想定される

# (参考) レビューの一部義務付けのイメージ

3月決算会社を想定して当てはめると以下のとおり考えられます。

該当要件	状況	判明時期	レビュー義務付け開始
a	2024年3月期の有価証券報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付された。	2024年 6月頃	2025年3月期 1Q (2024年4月-6月)
	2024年9月期(2025年3月期決算の半期)の半期報告書において、無限定の結論以外のレビュー意見が付された。	2024年 11月頃	2025年3月期3Q 累計 (2024年4月-12月)
b	2024年3月期の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付された。	2024年 6月頃	2025年3月期 1Q (2024年4月-6月)
c	2024年3月期の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備があった。	2024年 6月頃	2025年3月期 1Q (2024年4月-6月)
	2024年3月期の内部統制報告書が2024年11月に訂正され、2024年3月期の訂正内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備があった。	2024年 11月頃	2025年3月期3Q 累計 (2024年4月-12月)
d	2024年3月期の有価証券報告書が当初の法定期限内に提出されなかった(*)。	2024年 6月頃	2025年3月期 1Q (2024年4月-6月)
	2024年9月期(2025年3月期決算の半期)の半期報告書が当初の法定期限内に提出されなかった(*)。	2024年 11月頃	2025年3月期3Q 累計 (2024年4月-12月)
e	2024年9月期(2025年3月期決算の半期)の半期報告書が法定提出期限内に提出された後、第3四半期決算短信を公表するまでの間に2024年9月期の半期報告書が訂正された(*)。	2024年 12月頃	2025年3月期3Q 累計 (2024年4月-12月)

(\*) ただし、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合として取引所が認める場合を除く。

(出所) JICPA「四半期開示制度の見直しに関する留意点vol1～レビュー編～」p.5

# (参考) 財務報告の枠組みの相違とレビュープロセスや保証水準

- レビューのプロセスはこれまでの四半期財務諸表に対するレビューと基本的には変わらない。
- いずれの枠組み（適正表示／準拠性）による財務諸表のレビューも、保証水準は同じ。

「適正表示」 / 「準拠性」  
いずれの枠組みが適用されるかについて理解

「適正表示の枠組み」・「準拠性の枠組み」  
に共通して検討

「適正表示の枠組み」  
に固有の検討

財務報告の枠組みはどのような内容か？

財務報告の枠組みで要求されている  
個々の事項に準拠しているか？

適正表示を達成するための追加開示は求められているか？

業務の前提条件の検討

結論の表明の基礎の形成

〈保証水準〉  
限定的保証

証拠の積上げ

- 結論の表明の基礎の形成のために必要な証拠の質と量入手
- 適正表示・準拠性の枠組みのいずれであっても、「個々の事項に準拠しているかどうか」に関して必要な質と量の証拠と入手のための手続は同一

- 財務諸表の全体的な表示、構成及び内容が「適正」に表示されているかどうかという観点で検討(\*)

← < 証拠の収集（質問、分析的手続、その他のレビュー手続(追加手続)等の手続により実施) > →

監査人によるレビューのプロセス（契約・計画・手続の実施・結論の形成・報告書の作成）

(\*) 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第12項参照



# (参考) レビュー報告書の文言イメージ

## 適正表示の枠組みに対する結論

### 独立監査人の四半期連結財務諸表に対する 期中レビュー報告書 (省略)

#### 監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び第×四半期連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第3条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

(以下省略)

## 準拠性の枠組みに対する結論

### 独立監査人の四半期連結財務諸表に対する 期中レビュー報告書 (省略)

#### 監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び第×四半期連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第3条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第3条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

(以下省略)

(出所) JICPA 「期中レビュー基準報告書実務ガイダンス「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ & A (実務ガイダンス)」 (公開草案)」

## 2-3. 1Q・3Q決算短信の開示タイミング

## 【具体的な方針】

- **決算の内容が定まり次第開示**を求める
- なお、**四半期末から45日を経過する場合にはその状況について適時開示**を求める

## <「決算の内容」について>

- 1Q・3Qは、短信に一本化されることから、**決算短信において開示を予定している事項**（義務付けられる事項（P.9）のほか、投資判断に有用な情報として開示する事項（P.10）を含む）**が定まった場合に開示**とする
- なお、投資者への積極的な情報開示の観点から、短信における開示を任意で充実させるケース（見直し前の制度における四半期報告書と同様の財務諸表・注記事項を開示する等）も想定されるが、株式市場との迅速なコミュニケーションを考慮し、**四半期決算短信で開示を予定している事項の一部（サマリー情報及び財務諸表（注記事項除く）など）を先行して開示することを妨げない**  
※ 見直し前の制度においても、投資判断を誤らせるおそれのない場合には、サマリー情報等の先行開示は許容されていた

## <「決算の内容が定まった」と判断する時点について（レビューを受ける場合の取扱い）>

- 見直し前の制度における四半期決算短信は、法定開示に先立って決算内容を開示する速報としての機能を十分に発揮できるよう、レビュー終了を待たずに開示するよう要請していたが、1Q・3Qは、短信に一本化されることから、法定開示に対する速報としての位置づけはなくなることとなる

### （レビューを義務で受ける場合）

- 「決算の内容が定まった」と判断する時点は、**信頼性の観点からレビューを義務付けている趣旨に鑑み、原則としてレビューが完了した時点とする**

### （レビューを任意で受ける場合）

- 「決算の内容が定まった」と判断する時点は、**各上場会社において判断することとする（短信に一本化されることを踏まえて、レビューが完了した時点と判断することでも差し支えないものとする）**

# (参考) レビューを受ける場合の開示タイミングと方法

- レビューを任意で受ける場合の開示タイミングは、以下の2パターンが想定されます
- なお、レビューが義務付けられている場合、原則として①のパターンでの開示が必要となります

## <パターン①：レビュー完了次第、1Q・3Q決算短信を開示>

- 期中レビュー報告書を添付した1Q・3Q決算短信を開示してください

## <パターン②：レビュー未了の1Q・3Q決算短信を先行開示し、レビューが完了次第、改めて1Q・3Q決算短信を開示>

### 【1回目の開示】

- サマリー情報の特記事項において、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した四半期決算短信の開示を行う旨及びその開示予定日を記載してください

### 【2回目の開示】

- 投資者が正しく理解できるようにする観点及び投資者の利便性の観点から、以下のようにご対応ください
  - ✓ **頭紙を添付**し、1回目に開示した四半期財務諸表等からの変更の有無等を記載
  - ✓ 1Q・3Q決算短信としては、**全文（サマリー情報、添付資料、期中レビュー報告書）**を開示

※ 頭紙の様式例やXBRLデータの取扱い等については、「上場会社向けナビゲーションシステム」をご参照ください  
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/category2509.html>

## 2-4. エンフォースメント

## 【基本的な考え方】

- 取引所における開示に係る審査にあたっては、上場会社への確認が基本となるが、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、会計不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築
- ※ 法令上の不公正取引（風説の流布）の禁止についても、適切に理解されるよう周知を行う

## 【見直しの内容】

- ① 会計不正等の疑義が生じた場合など、必要と認める場合に、上場会社に対して、正確な報告に向けて必要な調査及び調査結果の報告（必要かつ適当と認める場合に、その内容の開示）を求められるよう上場規則で明示
- ② 公認会計士等へのヒアリングを求める場合の上場会社に対する協力義務に関する上場規則（規程第604条）について、その射程を、上場廃止に係る該当性の判断に必要と認める場合から、会計不正等が生じ、実効性確保措置の検討に必要と認める場合に拡大
- ③ 上記②の施策が適切に機能するように、監査契約（JICPAにおけるひな型）において、守秘義務解除の「正当な理由」として、取引所からの情報連携の要請等を含めるなど、JICPAにおいて対応されることが期待される

## （ご参考：有価証券上場規程第415条第1項・第2項・第3項、第416条第1項）

第415条 上場会社は、当該上場会社の会社情報に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

2 前項の規定により照会を受けた上場会社は、当取引所が同項の報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の当取引所への報告を行うものとする。

3 第1項の規定による照会に係る事実（前項の規定による調査結果を含む。）について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

第416条 上場会社は、第402条から第411条の2まで又は前条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

## （ご参考：有価証券上場規程第511条第1項、第604条第1項）

第511条 上場会社は、当取引所が第503条から第509条までの規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

第604条 上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券等の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

# (参考) 取引所規則と法令のエンフォースメント

- 取引所規則と金商法は、規則・法令の実効性の確保・向上のため、それぞれがエンフォースメントを実施している

## <取引所規則と法令によるエンフォースメントの整理>

### 取引所規則

### 金融商品取引法

<p>有報等の 法定書類の 虚偽記載</p>	<p>【実効性確保措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ペナルティー的措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公表措置</li> <li>● 上場契約違約金 (最大9,120万円)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>継続開示書類の虚偽記載</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 刑事罰 (個人) 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 ※併科あり (法人) 5億円以下の罰金</li> <li>● 課徴金 300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い方</li> <li>● 民事責任 (請求者からの立証責任の転換等)</li> </ul> </li> </ul>
<p>決算短信の 虚偽の開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 改善措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改善報告書の徴求*1</li> <li>● 特別注意銘柄への指定*2</li> </ul> </li> </ul> <p>*1 改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと取引所が認める場合、特別注意銘柄へ指定</p> <p>*2 内部管理体制等について改善がなされなかったと取引所が認める場合等には、上場廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>風説の流布</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※目的要件あり (虚偽記載が風説の流布にあたることに加え、有価証券の売買等を行うため又は変動を図る目的であることが要件)</li> <li>刑事罰 (個人) 10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 ※併科あり (法人) 7億円以下の罰金</li> <li>● 課徴金 ※違反行為期間に行われた有価証券取引の価格等に応じて、課徴金の額を算定 (単なる虚偽記載のみがあり、違反行為に伴った取引がない場合は、課徴金を課することができない)</li> <li>● 民事責任 (一般不法行為責任)</li> </ul> </li> </ul>

(出所) 金融庁「第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ (令和4年度) 事務局資料」、黒沼悦郎「虚偽記載に対するエンフォースメント」、『企業会計』.2023, vol.75, No.5より東京証券取引所作成

## 2-5. 見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い



## 【基本的な考え方】

- 2Q・通期は法定開示が存続することから、2Q・通期の決算短信については、見直し前の取扱いを維持

### (位置付け)

- 法定開示（半期報告書・有価証券報告書）に対する速報という位置付けを維持
- 2Q・通期短信は、レビュー・監査の対象外とする（1Q・3Qにおいて、規則によりレビューが義務付けられる場合も同様）

### (開示内容)

- 見直し前の制度における取扱いから変更なし（2Q短信において、1Q・3Q短信で追加される事項について、「開示の義務付けはせず、速報性と投資者ニーズを踏まえ、各社の判断」とする）
- ※ 2Qの連結財務諸表の様式については、1Q・3Q短信に適用される財務報告の枠組みではなく、新制度における半期報告書に適用される財規に従う
- ※ サマリー情報における「重要な子会社の異動（特定子会社の異動）の有無」の記載を、1Q・3Q短信見直しに合わせ「連結範囲の重要な変更の有無」に変更

### (開示資料名(2Q))

- 1Q・3Q短信との連続性を踏まえて、「中間決算短信」等ではなく、「第2四半期（中間期）決算短信」とする

## 2-6. 決算短信のデータ配信形式

## 【基本的な考え方】

- 決算短信のデータ配信形式については、情報ベンダーの情報取得手段の継続性、個人投資家を含む幅広い情報利用者の利便性、上場会社における実務負担への影響などを踏まえて見直し
- 配信形式の平仄を揃える観点から、第2四半期および通期においてもHTMLの提出を求めることとする

	第1・第3四半期			通期・第2四半期（中間期）		
	PDF	XBRL	HTML	PDF	XBRL	HTML
サマリー情報	○	○	—	○	○	—
添付資料	経営成績等の概況	○	—	○	—	○
	財務諸表	○	(※1,3)	○	(※1,3)	○
	注記事項	○	○ (※2,3)	○	任意	○
	レビュー報告書 (受領する場合のみ)	○	—	○	—	—

(赤字が変更箇所)

※1：米国基準の財務諸表について、現様式ではXBRLファイルを不要としていますが、新様式ではXBRLファイル（包括タグ付き）を提出してください。

※2：注記事項（第1・第3四半期）のうちXBRLファイルの提出が必要な範囲は、会計基準ごとに以下のとおりとなります。

日本基準：必要…「セグメント情報等の注記」

開示する場合は必要…「貸借対照表関係の注記」「損益計算書関係の注記」

I F R S：「セグメント情報の注記」

米国基準：該当なし

※3：I F R S（非連結）は、以下のXBRLファイルを提出してください。

【第1・第3四半期】必要…財務諸表（I F R S・日本基準）、「セグメント情報の注記」（I F R S・日本基準）

開示する場合は必要…「貸借対照表関係の注記」（日本基準）「損益計算書関係の注記」（日本基準）

【通期・第2四半期（中間期）】財務諸表（I F R S）

## 2-7. 情報開示の充実

## 【基本的な考え方】

- 取引所において、上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示される市場環境の整備を行う

## 【当面の対応】

- ① 事業環境の変化に関する開示
  - 適時開示ガイドブックに、事業環境の変化に関する開示のポイント（次ページ参照）を追加し、開示を要請
- ② その他の情報開示
  - バスケット条項の本来の趣旨（投資判断上の重要性を軸に開示要否を判断）の理解を促進
  - バスケット条項における開示目安については、実務上の影響を踏まえ存置するが、その位置付け・示し方を見直す（開示要否の判断における一つの目安である旨を明示）
- ③ 開示例の公表
  - 取引所において、継続的に開示例を公表し、開示拡充を促すサイクルを作る
  - また、期中の開示の前提となる有価証券報告書等の定期開示についても、金融庁における好事例集の継続的な公表等を通じて開示充実を図ることが重要

## 【その後の展望】

- 投資者の意見を継続的に聞きながら、上場会社の開示姿勢の変化をフォロー
- 上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示されるプラクティスが醸成されれば、現行の細則主義の枠組みから原則主義への移行の是非や、四半期決算短信の任意化の是非の検討の素地になると考えられる
  - ※ なお、インサイダー取引規制及びフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係など幅広い観点での検討が必要

（参考：DWG報告）

- 適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討

# 事業環境の変化に関する開示のポイント

- 事業環境が変化した場合の影響等の情報については、様々な要素が絡み合うこと等により影響の精査に時間がかかる場合があると想定される
- 事業環境の変化の発生後速やかに、影響の見込まれる領域の事業規模や利益感応度等の投資判断の前提となる客観的な事実を開示することや、影響を把握次第、その影響に関する定性的または定量的な情報について適時に開示することが望まれる

## <事業環境の変化に関する開示のポイント>

	事業環境の変化による影響等の情報	投資判断の前提となる客観的な事実
開示が望まれる事項の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>事業活動や経営成績等への影響</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 売上高や利益、財政状態への影響</li> <li>✓ 顧客や受注、KPI等の動向</li> <li>✓ 中長期的な経営方針・経営戦略への影響有無・対応策</li> <li>※ 確定的な影響額が判明する前でも、見込まれる影響額や定性的な情報を開示することも考えられる</li> </ul> </li> <li>➤ <b>業績予想等の将来情報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ すでに開示している又は修正する業績予想等の前提となるシナリオの概要 (例) 経済活動の回復有無、回復を想定する時期</li> <li>✓ 具体的な前提条件 (例) 為替や資源価格の想定レート</li> </ul> </li> <li>➤ <b>リスク情報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新たに生じたリスクの概要、顕在可能性、顕在化時の事業活動や経営成績等への影響</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>事業等の状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 影響があると見込まれる事業領域の規模・エクスポージャー情報</li> <li>✓ 主要な事業拠点の有無・稼働状況</li> <li>✓ 製商品の生産・供給の状況</li> </ul> </li> <li>➤ <b>経営成績等への影響</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 為替や資源価格に対する利益感応度</li> </ul> </li> <li>※ 開示時点の数値ではなく、直前会計年度末時点での数値を開示することも考えられる</li> </ul>
期待される開示のタイミング	影響等を把握次第、随時	事業環境の変化が発生次第、速やかに
投資者として期待する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業環境の変化による影響（可能性を含む）やリスクに関する経営者の認識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該事象に関する大まかなリスク情報 (例えば、影響があると見込まれる事業領域の売上高等は当該領域における最大口スの目安となり、投資者がリスクの大きさを図る際の考慮要素になると考えられる)</li> </ul>

※ 事業環境の変化による影響が軽微と見込まれる場合であっても、投資者の関心が特に強いと考えられる場合には、影響が軽微である旨を開示することが考えられる。

※ 有報や決算短信等の定期開示において、あらかじめ上記に関連する前提情報（業績予想等の前提条件やリスク情報など）を開示することも重要

# (参考) バスケット条項の補足的説明の見直し

- 様々な実務で利用されている実態を踏まえ、バスケット条項における開示の目安は存置する
- 原則的な判断を求めるバスケット条項の本来の趣旨が適切に伝わるように、適時開示ガイドブックの内容を見直す

## <適時開示ガイドブックにおけるバスケット条項の補足的説明に関する見直し>

### 27. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実 ①

#### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「上場規程第402条第2号aからwまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号x】

※ 「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」かどうかについては、発生事実の内容、その影響等を踏まえて、実質的に判断することが求められます。

※ a. から i. までのいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む）など投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合には、直ちにその内容を開示するようにしてください。

- a. 金商法第166条第2項第4号に該当する事実
  - b. 当該発生事実による連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結総資産の30%に相当する額以上
  - c. 当該発生事実による連結売上高の増加又は減少見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
  - d. 当該発生事実による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（\*）
  - e. 当該発生事実による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（\*）
  - f. 開示府令第19条第2項第12号又は第19号の規定に基づく事由（財政状態及び経営成績に影響を与える事実）で臨時報告書が提出される事実
- （\*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。
- ※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結総資産」を「総資産」、「連結総資産」を「純資産」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。
  - ※ IFRS任意適用会社については、「連結総資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期純利益」と読み替えてください。
  - ※ 開示府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

※ 上記基準は軽微となる場合でも、諸般の状況に照らして重要性があると考えられる場合は、開示するようにしてください。

#### 【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 後述するa. から i. までに掲げる開示の目安への該当の有無にかかわらず、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合には、直ちにその内容を開示するようにしてください。

その際、投資者の投資判断に及ぼす影響の重要性については、当該会社情報の発生が将来のキャッシュ・フローに与える影響など、自社の企業価値に与える影響を踏まえて、実質的に判断することが重要と考えられます。

③ 投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合としては、例えば、当該会社情報の発生によって、上場会社の事業構成・収益構造等の転換を伴うなど、上場会社の運営、業務又は財産に係る基本的状況に重要な変化が生じることが見込まれる場合や、当該会社情報の発生によって、当該会社情報の発生の日属する連結会計年度以降に大きな収益又は支出が発生すると見込まれる場合や黒字転換又は赤字転換が見込まれる場合などが考えられますが、これに限られるものではありません。

④ 当連結会計年度中に上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられますので注意してください。

### ②

- a. 金商法第166条第2項第4号に該当する事実
- b. 当該発生事実による連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結総資産の30%に相当する額以上
- c. 当該発生事実による連結売上高の増加又は減少見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- d. 当該発生事実による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（\*）
- e. 当該発生事実による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（\*）
- f. 開示府令第19条第2項第12号又は第19号の規定に基づく事由（財政状態及び経営成績に影響を与える事実）で臨時報告書が提出される事実

（\*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結総資産」を「総資産」、「連結総資産」を「純資産」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結総資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期純利益」と読み替えてください。

※ 開示府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

### 【①原則的な判断の考え方】

- 企業価値（将来キャッシュ・フローなど）に与える影響を勘案することが重要である旨を追記

### 【②開示目安の示し方】

- バスケット条項では投資者の投資判断に及ぼす影響の程度を軸とした実質的な判断が求められることが適切に伝わるよう、開示目安の記載箇所を原則的な判断の考え方の後ろ（「開示に関する注意事項」後段）に移動
- ※ 見直し前は、個別列挙項目の軽微基準と同じ示し方となっていた（開示目安は、少なくとも開示が必要と考えられる目安であり、個別列挙項目の軽微基準とは位置づけが異なる）

# 3. 適用時期





# 改正規則の適用時期

(改正規則適用)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1月期		第1四半期		第2四半期		第3四半期					
2月期			第1四半期		第2四半期		第3四半期				
3月期	第4四半期(期末)		第1四半期								
4月期		第4四半期(期末)		第1四半期							
5月期			第4四半期(期末)		第1四半期						
6月期	第3四半期		第4四半期(期末)		第1四半期						
7月期		第3四半期		第4四半期(期末)		第1四半期					
8月期			第3四半期		第4四半期(期末)		第1四半期				
9月期	第2四半期		第3四半期								
10月期		第2四半期		第3四半期							
11月期			第2四半期		第3四半期						
12月期	第1四半期		第2四半期		第3四半期						



※ 3月期決算会社の第1四半期及び9月期決算会社の第3四半期から順に、見直し後の第1・第3四半期決算短信の開示が必要となる

# 参考資料

- 四半期開示の見直しに関する実務の方針（2023年11月22日）

<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/quarterly-disclosure/cg27su0000006epy-att/bkk2ed0000002osw.pdf>



- 金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について（2023年12月18日）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20231218-01.html>



- 金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について（2024年3月28日）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html>



- 関連する他団体の公表物

<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/quarterly-disclosure/01.html>



- 「上場会社向けナビゲーションシステム」の以下のページにおいて、よくある質問及びその回答（FAQ）を掲載しております。

<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/category2509.html>

